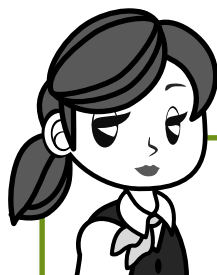


## 経営に役立つ知的財産権 第1回（特許権）

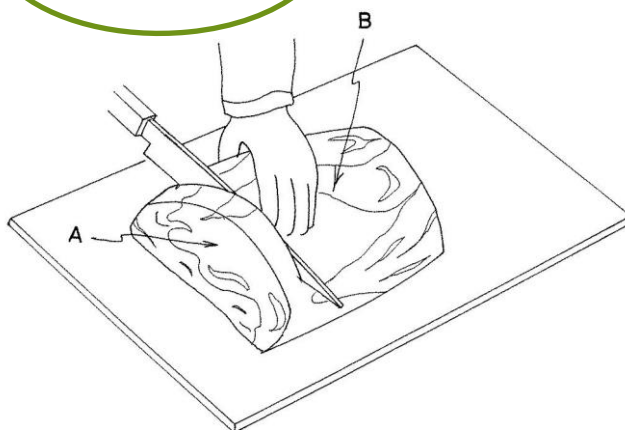
ミニトークでは、5回シリーズで「経営に役立つ知的財産権」をテーマにお伝えします。

当金庫は、岐阜県と愛知県の「INPIT 知財総合支援窓口」と連携協定を結び、お取引先企業の知的財産権の取得や知的財産の有効活用をサポートしています。INPIT【インピット：（独）工業所有権情報・研修館】は、特許庁と連携しながら企業における知的財産活用を支援する公的機関です。

早速ですが質問です。



**Q** この絵イラストは何？



課題 好みの量のステーキを安価に提供したい【従来型のステーキ店に挑戦!】

課題の解決手段 ・お客様を立食形式のテーブルに案内する【安く】

- ・お客様からステーキの量を伺う【自由に】
- ・伺った量を肉のブロックBからカットする【効率よく】
- ・カットした肉Aを焼く【おいしく】
- ・焼いた肉をテーブルまで運ぶ【迅速かつ安全に】

**A**

あるステーキ店さんの特許の説明図から抜粋したものです！



さて、ここまでご覧いただいたイラストや文章には、知的財産（知財）という言葉も特許という言葉も全く入っていませんよね。でも、この企業はこの提供方法で課題を解決しつつ、提供方法そのもので特許（第5946491号）を取得されました。そこで取得された特許の内容をもう少し具体的にいうと以下のとおりです。

- ① 課題の解決手段がすべて組み込まれている
- ② 自分の席の番号が記載された札を、肉のカット場所までお客様に持参していただく
- ③ お客様の要望に応じて肉をカットし計量する
- ④ 他のお客様のものと区別するため、カットした肉に席番号と肉重量等を記載のシールを付す

他にもありますが、これらをまるっとひとくくりにして特許の範囲としています。

つまり知財というのは顕在化していないだけで実はとても身近な存在です。企業経営と密接に絡み合うものと言え、前述の事例のように、「モノ」だけでなく「サービス」や「ノウハウ」にも特許の適用が認められます。

特許を取得してしまえば、他の方がこれと全く同じ方法でステーキを提供する(すべてを真似してしまう)と権利侵害となり、差止め請求や損害賠償請求を受ける可能性があります。どうしてもこのサービスすべてを真似したければ、特許を保有する企業にお金を支払って使わせてもらうしかありません。

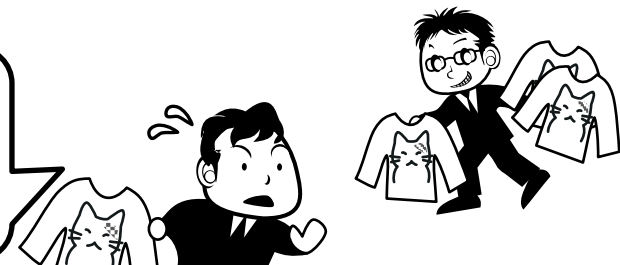
権利が認められると一定期間その権利を独占的に使用できます。他の人はその間真似ができません。また、無形ではありますが財産権ですから、有形の不動産などと同様に有償で譲渡したり、また先に述べたように権利の利用を有償で認めるということも可能です。このように、知財を戦略的に活用することが考えられます。

たとえば、中堅企業A社がある分野で特許を取得したとします。大手企業に負けないように、同業の中堅企業に対して特許の一部の使用を有償で許す。こんなことも可能なのです。ここまでくると知財は経営戦略と切っても切り離せませんね。

このように知的財産権を理解して上手に利用すると、経営に活かすことができます。これから5回にわたって、「経営に役立つ知的財産権」について楽しく一緒に考えていきましょう。

次回は

「えっ!? わが社のデザインの服にそっくりの  
コピー商品が出回っている！」  
です。お楽しみに。



(知的財産権についてご興味のある方は、お取引店舗までご相談ください)